（海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則の一部改正）

第十七条　海洋生物資源の保存及び管理に関する法律施行規則（平成八年農林水産省令第三十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（電子情報処理組織による報告）	（電子情報処理組織による報告）
第十六条　農林水産大臣は、法第十七条第一項又は第二項の規定による報告を電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせる場合は、当該報告を行う者の使用に係る入出力装置を告示して指定しなければならない。	**第十六条**　農林水産大臣は、法第十七条第一項又は第二項の規定による報告を電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせる場合は、当該報告を行う者の使用に係る入出力装置を告示して指定しなければならない。
（削る）	2　前項の規定により指定された入出力装置を使用して法第十七条第一項又は第二項の報告を行おうとする者については、農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年農林水産省令第二十一号）第三条第三項の規定は、適用しない。

（種苗法施行規則の一部改正）

第十八条　種苗法施行規則（平成十年農林水産省令第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（願書の記載事項等）	（願書の記載事項等）
第五条　（略）	**第五条**　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
（削る）	4　電子情報処理組織（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号。以下「情報通信技術利用法」という。）第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用して品種登録出願をする場合における農林水産省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年農林水産省令第二十一号。以下「情報通信技術利用法施行規則」という。）第三条第三項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（法第三条第一項に規定する行政機関等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）であって、次の各号のいずれかに該当するものと併せて」とあるのは、「識別番号及び暗証番号を入力し、」とする。
（出願料の額等）	（出願料の額等）
第八条　（略）	**第八条**　（略）
2　出願料は、願書に収入印紙を貼付して、納付しなければならない。	2　出願料は、願書に収入印紙を貼付して、納付しなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して品種登録出願をするときは、当該品種登録出願により得られた納付情報により、現金をもって納付するものとする。
（登録料の額等）	（登録料の額等）
第十九条　（略）	**第十九条**　（略）
2　登録料（法第四十五条第八項の割増登録料を含む。以下同じ。）は、別記様式第十号による品種登録料納付書に収入印紙を貼付して、納付しなければならない。	2　登録料（法第四十五条第八項の割増登録料を含む。以下同じ。）は、別記様式第十号による品種登録料納付書に収入印紙を貼付して、納付しなければならない。ただし、情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して品種登録料納付書を提出するときは、当該品種登録料納付書の提出により得られた納付情報により、現金をもって納付するものとする。